

新型コロナウイルス感染症に関する陳情

関係省庁・自治体からの回答

令和2年3月17日

1 早急を実施して頂きたい要望事項

(1) 社会保険・雇用保険未加入のスタッフに対する休業補償の適用

(回答 職業安定局雇用開発企画課)

地方公共団体の長が、住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域(緊急特定地域)では、その期間中、他の地域にも増して事業活動が抑制されることが見込まれるため、雇用調整助成金の更なる特例を設け、雇用保険の被保険者とならない週20時間未満の非正規雇用の労働者を対象とした支援(緊急特定地域特別雇用安定助成金)を実施しています。

1 早急を実施して頂きたい要望事項

(2) 解雇の有無に関係なく、雇用中のスタッフに対する休業補償を適用  
(複数店舗を経営する会社の一部を閉店し解雇した場合)

(回答 職業安定局雇用保険課)

今般の新型コロナウイルス感染症に関する雇用対策としては、雇用調整助成金の特例等により、企業が雇用を維持することができるよう全力で取り組んでいるところです。

それでもなお解雇された場合等、離職された方については、要件を満たす場合には、雇用保険の基本手当(失業給付)を受給することが可能であり、離職された方に対してもしっかりと支援してまいります。

1 早急を実施して頂きたい要望事項

- (3) 運転資金を確保するため、銀行融資を好条件で受けられやすくする  
現在、10%以上の売上減少の判断は会社であるが店舗毎の判断に変更する  
(保証人無し、無金利、据置2年等)

(回答 財務省)

日本政策金融公庫の融資については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を受けて、中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援を的確に実施するため、2月14日より、セーフティネット貸付の要件緩和等による支援を行ってきたところです。

また、3月10日に決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している中小企業者等を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(無担保、据置期間5年以内)を創設することが決定いたしました。

当該貸付の対象者は以下の要件を満たした者となります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方

- (1) 最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- (2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - ① 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
  - ② 令和元年12月の売上高
  - ③ 令和元年10月から12月の平均売上高

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による融資で、さらに以下の要件を満たすものについては、借入後当初3年間利子補給を受けることができます。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る)：要件なし
- ② 小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者)：売上高▲20%減少

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小企業1億円、国民事業3000万円

1 早急を実施して頂きたい要望事項

(3) 運転資金を確保するため、銀行融資を好条件で受けられやすくする

現在、10%以上の売上減少の判断は会社であるが店舗毎の判断に変更する  
(保証人無し、無金利、据置2年等)

(回答 中小企業庁金融課)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続に万全を期し、事態の収束後に再び成長軌道に乗せていくため、第一弾として取りまとめた5000億円規模の融資・保証枠に加え、3月10日に取りまとめた第二弾の緊急対応策には、

- ① 日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設
- ② 売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行う
- ③ そしてこれらを第一弾の緊急対応策で講じた5000億円規模の資金繰り支援にも遡って適用する

など、強力な資金繰り支援を盛り込んだところ。

今回の緊急対応策にも盛り込んだ融資・保証の実行に際しては、日本政策金融公庫、信用保証協会等に対し、個別企業の実情を踏まえた最大限の配慮を求めている。

このため、今回創設する日本政策金融公庫等の特別貸付において、売上高の前年同月比5%減少を要件としているが、例えば、会社毎ではなく店舗毎の売上高の比較を可能にするなど、柔軟な対応を行うこととしている。また、信用保証協会のセーフティネット保証と危機関連保証においても、売上高減少の要件について、同様の対応を行う。

1 早急を実施して頂きたい要望事項

(3) 運転資金を確保するため、銀行融資を好条件で受けられやすくする

現在、10%以上の売上減少の判断は会社であるが店舗毎の判断に変更する  
(保証人無し、無金利、据置2年等)

(回答 金融庁監督局総務課 監督調査室)

○ 3月6日、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、大臣から民間金融機関に対し、

- ① 事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをしてきめ細かく実態を把握すること
  - ② 既往債務について、返済猶予等の条件変更について迅速かつ柔軟に対応すること
  - ③ 新規融資について、政策金融機関との連携も含め、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応すること
  - ④ 事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること
- 等を強く要請いたしました。

○ なお、民間金融機関の融資条件については、金融庁として一律に定めてはならず、一般論として、各金融機関が顧客事業者の業況やニーズ等を勘案して定めていると認識しております。

(※) 一般的に、民間金融機関が融資する際、売上減少〇%以上等といった観点は、重要な検討事項になっておりません。

○ 金融庁としては、各金融機関における新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の支援を、当面の検査・監督の最重点事項として、引き続き、しっかりフォローしてまいります。

1 早急に実施して頂きたい要望事項

- (3) 運転資金を確保するため、銀行融資を好条件で受けられやすくする  
 現在、10%以上の売上減少の判断は会社であるが店舗毎の判断に変更する  
 (保証人無し、無金利、据置2年等)

(回答 北海道経済部 中小企業課 金融グループ)

○ 道では、災害等により経営に影響を受けている中小企業者を支援するため、資金支援として「中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付)」を実施しており、本年1月29日から、新型コロナウイルスの流行により経営に影響を受けている中小企業者を対象に当制度を適用しております。

	一般貸付 (常設メニュー)	経営環境変化対応貸付【認定企業】 (コロナ対策)
融資対象	中小企業者等	セーフティネット保証の対象として市町村長の認定を受けた中小企業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【5号】</b>                      最近3か月の売上高が、前年同期よりも5%以上減少(最近1か月+その後2か月を含む3か月見込でも可)(特定業種)                 </div>
融資金額	8,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	1.5%~2.1%	1.0%~1.2%
保証料率	一般保証の場合 0.45~1.90% (経営状況に応じて9段階)	セーフティネット保証5号の場合 0.58% (無担保保証の場合、経営状況によらず一律)

○ 国のセーフティネット保証5号の指定業種に該当する場合は、前年同期比5%以上の売上減少要件による利用が可能となっており、本年3月6日から、飲食業(中分類)のうち全ての細分類業種が指定されています。

また、信用保証については、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%(5号)又は100%(4号)を保証します。

○ セーフティネット保証の認定要件についてもこれまで会社単位での売上を前年同期と比較していましたが、今回から、前年からの店舗増加や業態転換等の特殊要因がある場合、最近1か月と、(当該1か月を含む)最近3か月平均等との比較も可能となっています。

1 早急を実施して頂きたい要望事項

(4) 北海道から、安全宣言が出るまでは家賃の一部を助成する。

(回答 中小企業庁金融課)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続に万全を期し、事態の収束後に再び成長軌道に乗せていくため、第一弾として取りまとめた 5000 億円規模の融資・保証枠に加え、3月10日に取りまとめた第二弾の緊急対策には、

- ① 日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設
- ② 売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行う
- ③ そしてこれらを第一弾の緊急対応策で講じた 5000 億円規模の資金繰り支援にも遡って適用する

など、強力な資金繰り支援を盛り込んだところ。

こうした資金繰り支援において、個別の審査はあるものの、御指摘の「家賃」は、事業者の支払う商業施設の賃料の場合にあっては、運転資金として融資・保証の対象になりうる。

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項

- (1) 新規飲食店を開店する場合における開業資金の一部を助成
- (2) 広告宣伝費の一部を助成

(回答 中小企業庁金融課 小規模企業振興課 創業・新事業促進課)

今回の緊急対応策にも盛り込んだ日本政策金融公庫等の貸付、信用保証協会による保証において、御指摘の「開業資金」については設備資金又は運転資金の場合、また、御指摘の「広告宣伝費」については運転資金の場合にあっては、融資・保証の対象になりうる。

また、日本政策金融公庫の新創業融資制度や信用保証協会の創業等関連保証など、創業者向けの融資・保証メニューにおいても、「広告宣伝費」を含め、「開業資金」については、同様に、融資・保証の対象になりうる。

さらに、3月10日に公募を開始した「小規模事業者持続化補助金」において、販路開拓等につながるチラシ・広告の作成など、広告宣伝費等を補助対象にしている。

この際、小規模事業者が産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業の支援を受けた場合にあっては、補助金の上限額を 50 万円から 100 万円に引き上げることとしている。

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項  
(3) 銀行融資を好条件で受けられやすくする

(回答 中小企業庁金融課)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続に万全を期し、事態の収束後に再び成長軌道に乗せていくため、第一弾として取りまとめた 5000 億円規模の融資・保証枠に加え、3月10日に取りまとめた第二弾の緊急対策には、

- ① 日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設
- ② 売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行う
- ③ そしてこれらを第一弾の緊急対応策で講じた 5000 億円規模の資金繰り支援にも遡って適用するなど、強力な資金繰り支援を盛り込んだところ。

また、経済産業省としては、中小企業の事業継続にとって資金繰りの確保は何より重要と認識しており、財務省・金融庁などの関係省庁と連携して、官民の金融機関等に対して、個別企業の実情に応じた十分な対応に努めるよう配慮要請を実施してきた。

日々変化する事業者の皆さまの状況を丁寧に把握して、今後とも、必要な対策をスピード感を持って打てるよう取り組む。

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項  
(3) 銀行融資を好条件で受けられやすくする

(回答 金融庁監督局総務課 監督調査室)

○ 3月6日、大臣から民間金融機関に対し、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、新規融資について事業者ニーズに迅速かつ適切に対応することを含め、事業者への支援を改めて強く要請したところです。

○ 安全宣言後の対応は、今後検討してまいります。安全宣言が出て以降すぐに平常の対応に戻すことは想定してございません。



- 2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項  
(3) 銀行融資を好条件で受けられやすくする

(回答 北海道経済部 中小企業課 金融グループ)

○ 道では、2月28日に、道内金融機関に対し、公的な施策の活用をはじめ、企業の実情に応じた積極的かつ弾力的な融資の取扱い、また、既往債務の返済に対する柔軟な対応など、中小・小規模企業に対する金融のより一層の円滑化が図られるよう要請を行っております。

- 2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項  
(4) 「すすきの地区」の全業種に対する24時間営業を許可する

(回答 警察庁生活安全局 保安課)

1 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の営業時間については、都道府県の条例によりその制限が定められているところです。

これは、これらの営業が周辺の地域住民の平穏な生活に障害を及ぼすおそれがあること等に鑑み、都道府県の実情に応じて定めることが妥当であるからです。

2 このため、これらの営業の営業時間の制限については、都道府県の条例において地域の実情に応じて定められるべきものと考えています。

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項  
(5) 許認可は、翌日交付とする（保健所営業許可）

(回答 医薬・生活衛生局食品監視安全課)

- 1 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする場合は、食品衛生法第 52 条等に基づき、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長、特別区にあっては区長)から、許可を受けることが必要である。
- 2 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。
- 3 また、許可を受けるに当たっては、食品衛生法第 51 条に基づき都道府県が条例で定める基準を満たすことが必要であり、通常、申請を受理してから施設の現場確認を実施していると承知している。
- 4 なお、札幌市では、現場確認で問題がなければ、現場確認の翌日に営業許可書を交付していると聞いている。

※食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

第 51 条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 条第(5)号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第 52 条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第 1 項の許可に 5 年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

※食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）

(営業の指定)

第 35 条 法第 51 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- (1) 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。）
- (2) ～(34) (略)

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項

(5) 許認可は、翌日交付とする（風俗営業許可、深夜営業許可）

(回答 警察庁生活安全局 保安課)

風俗営業等の許可審査に当たっては、申請書類の審査、人的欠格事由の該当性を確認するための市町村等への照会、申請者と日程調整した上での営業所の構造・設備の調査、許可のための報告・決裁等の手続が必要であり、一定の期間を要するところですが、申請手続に特段の問題がない限り、できるだけ早く審査事務を進められるよう引き続き都道府県警察を指導してまいります。

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項

(5) 許認可は、翌日交付とする（保健所営業許可関係）

(回答 札幌市役所保険福祉局 保健所 食の安全推進課)

○食品衛生法に基づく許認可には、書類と施設基準の審査や、現地における確認などに、ある程度の日数を要するため、翌日交付を確約できるものではありませんが、今般の現況を踏まえ、申請者等の状況に応じ、柔軟な対応に努めてまいります。

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項

(6) /追加要望事項②

消費税の免除及び各種税金の支払い期限延期等の検討

(回答 財務省主税局税制第二課)

【消費税の免除】

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める税であり、取引段階ごとに前段階で負担した税額を控除する仕組みとなっている。

こうした消費税の性格や仕組みに鑑み、特定の地域や特定の者に配慮した特例は設けていない。

(回答 国税庁徴収部管理運営課)

【各種税金の支払い期限延期等】

また、今般、新型コロナウイルス感染症に係る政府の方針を踏まえ、確定申告会場における混雑の緩和を図ることにより感染拡大を防止する観点から、

全ての個人納税者に係る申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び消費税(及び地方消費税)について、申告・納付等の期限を全国一律に令和2年4月16日まで延長することとしたところ。

なお、個々の納税者において、申告等を行うことができない事情や、一時に納付することが困難な事情がある場合には、税務署への申請を行うことにより、個別の期限延長や納税の猶予などを受けることができる制度もある。

疑問等があれば、最寄りの税務署にご相談いただきたい。

2 安全宣言後に実施して頂きたい要望事項  
(7) キャッシュレス・ポイント還元事業の延長

(回答 経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室)

- 1 キャッシュレス・ポイント還元事業は、6月末まで実施することとしており、消費税率引き上げに伴う反動減対策には万全を期していきたい。
  
- 2 その上で、今回の感染症を踏まえた経済対策については、これまでにはない発想で、思い切った措置を講じることが必要であることから、貴協会のご意見も踏まえつつ、具体策の検討を進めていきたい。

追加要望事項

①事態の早期収束に向けた取り組み、及びすすきの地区に対する不安を増長させない情報発信姿勢(マスコミ含む)の強化。例として、すすきにおけるコロナ発症の際の報道について、ビル名及びテナント名報道の差し控え。

(回答 北海道 感染症危機管理対策本部 新型コロナウイルス感染症対策チーム広報班)

- 道では、新型コロナウイルス感染症に対し、これまでに経験のない思い切った対策が必要との考えの下、緊急事態の宣言を発表するなど、感染拡大を一日も早く終息させるための取り組みを行っているところです。
- 道内において、新型コロナウイルスに関連した患者が発生した際には、公衆衛生上の必要性及び、個人情報保護の観点から十分考慮し、情報を公表することとしております。
- 一方、特定の場所で、新型コロナウイルスに関連したクラスターが形成された疑いがあり、濃厚接触者を特定することができないなど、感染の状況によっては、公衆衛生上の観点から、施設名称等を公開し、広く注意喚起を図る対応等が必要とされるケースも見込まれます。
- 誤った情報が広まることのないよう、感染者の症状、他者へ感染させる可能性のある接触の有無等正確な情報発信を行い、個々の事案に応じ適切に対応して参ります。

(回答 札幌市役所 保健福祉局 保健所 感染症総合対策課)

- 新型コロナウイルス感染症に関する風評被害が発生している状況を踏まえ、陽性者が勤務する事業所や利用した店舗に係る情報の公開は、細心の注意を持って判断する必要があると考えております。
- 一方で不特定多数の方が利用する施設や店舗が発生源と考えられる場合は、利用歴のある方を中心に注意喚起をすることも重要と認識しているところです。
- 感染の拡大防止に向け、施設等の名称公開が必要と判断されるケースは、今後とも発生する可能性があります。公衆衛生上の観点からご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

追加要望事項

②入居テナントが運転資金を確保するため、公的融資条件の緩和、各種税金の支払い期限延期等の検討、及び家賃一部助成。

(回答 財務省政策金融課)

日本政策金融公庫等の融資については、中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援を的確に実施するため、2月14日より、セーフティネット貸付の要件緩和等による支援を行ってきたところです。また、今月(3月)10日に決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している中小企業者等を対象とした実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設することが決定いたしました。

(回答 中小企業庁金融課)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続に万全を期し、事態の収束後に再び成長軌道に乗せていくため、第一弾として取りまとめた5000億円規模の融資・保証枠に加え、3月10日に取りまとめた第二弾の緊急対策には、

- ① 日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設
- ② 売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行う
- ③ そしてこれらを第一弾の緊急対応策で講じた5000億円規模の資金繰り支援にも遡って適用する

など、強力な資金繰り支援を盛り込んだところ。

こうした資金繰り支援において、事業者の実情に即し、特別に条件を緩和している。例えば、今回創設する日本政策金融公庫等の特別貸付制度については、①据置期間はこれまでの最長3年以内から最長5年以内に長期化する、②金利を借入後当初3年間は0.9%引き下げる、③事後的に利子補給を行い事業者の金利負担をゼロにする、などしている。

(回答 北海道経済部 中小企業課 金融グループ)

○ 道では、新型感染症の流行の影響を受けた中小企業に対し、融資制度における最も低い金利のメニュー(経営環境変化対応貸付【認定企業】)を適用しており、民間金融機関を窓口とした運転資金の融資がご利用いただけます。(※融資条件は1-(3)回答のとおり)

追加要望事項

- ③不動産賃貸業を営むオーナーに対する助成があれば、入居テナントに対する値引きとして還元したい。

(回答 中小企業庁金融課 小規模企業振興課)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続に万全を期し、事態の収束後に再び成長軌道に乗せていくため、第一弾として取りまとめた 5000 億円規模の融資・保証枠に加え、3月10日に取りまとめた第二弾の緊急対策には、

- ① 日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設
- ② 売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行う
- ③ そしてこれらを第一弾の緊急対応策で講じた5000億円規模の資金繰り支援にも遡って適用する

など、強力な資金繰り支援を盛り込んだところ。

こうした資金繰り支援において、御指摘の「不動産賃貸業を営む」事業者も、融資・保証の対象になりうる。

また、3月10日に公募を開始した「小規模事業者持続化補助金」において、販路開拓等につながるチラシ・広告の作成など、広告宣伝費等を補助対象にしており、不動産賃貸業を営む事業者が小規模事業者の場合にあっては、支援の対象になりうる。